

《研究ノート》

タイ王国憲法における 憲法裁判所による民主化

石 村 修

1 憲法における流行

国家と関係して成文憲法が機能したのは、18世紀からであるから国家、憲法、国民の関係は約300年の歴史をもつに過ぎない。この憲法に何を書き込むかは、時代を反映しており、比較憲法が縦軸と横軸の関係で憲法現象を分析できるのは、理由のあることであった¹。

18世紀の憲法は国制を定め、統治のあり方を決定することが重要であったが、同時に、人の権利の本質も規定することを忘れなかった。これが近代立憲主義であり、その流れはフランスから発信されて世界を一周したと言われている。やがて、人権に社会権が加わり、国家の役割が強化されることとなる。しかし、人類は大きな戦争と言う犠牲を払うことで、平和を憲法に書き込み、憲法が破壊される憲法の破棄を予防するために、憲法保障という原理とシステムを憲法に表すことに至った。上記した現象は憲法におけるそれぞれの時代の流行の一端であり、現代の憲法はその他各種の要請を吸い上げながら条文として整除していくことになり、自ずと条文数は膨らんでくる。今日こうした条項の終章に大方登場するのが、憲法保障

1 比較憲法の方法については、石村修「比較憲法の科学的性格」専修法学論集53号、1991年、39頁以下を参照されたい。

条項である。憲法保障とは「ひとつのまとまりのある実体憲法秩序の存在を前提として、この秩序を憲法への侵害者から護る思想とそれを表した制度」²を意味している。憲法の優位が他の成文法の分野において妥当していることを確認することが必要になる。そのためには、「広範な基本権の保障、憲法の優位、憲法裁判権という制度」という三点が連動して保障され、機能することが重要になってくる。この憲法保障から帰結する三点は、新たな再生された「立憲主義」という理念を伴って、今や定番の「憲法での流行」となっていると言っても過言ではないであろう。

東アジアの諸国は、僅かな例外を除いて、戦後一斉に独立を獲得したが、政治的な不安定状況を経験しながらも、80年代にはやっとそのジレンマからも脱し、押し並べて経済的な発展を遂げてきている。経済の発展に不可欠な政治的な安定、つまり民主化の方向は、欧米憲法の経験からして上記の三点セットを基盤にして実現されるのであり、東アジアの諸国でも裁判機能の強化をもくろむ「司法改革」に着手することが経験的に必須であることを自覚するようになる。アメリカやヨーロッパで着手済みの「法の支配」を実践する裁判機能の導入は、政治家の過ちを正す法律家像の表明であり、これをもってアジア社会に特有な不正や汚職を一掃することが可能と判断したことによるものであった。その際にアジアの中で近代化路線に成功したとされる日本の憲法運用も参考になったはずであり、他のアジア諸国においても、裁判所は国民の信頼を獲得し、通常の司法審査機能だけでなく、さらに、違憲な立法や行政活動を正す役割を付与されるようになる。その違憲審査を実行する裁判所の機能は、アメリカ型の流れを汲む「違憲審査」制と大陸の独立した憲法裁判所型に区分されるが、この何れかを憲法の中に設けることも、東アジアの安定化の中で実現されるようになる。つまり、80年代の東アジアでは司法改革は必須のことであり、この

2 石村修『憲法国家の実現』尚学社、2006年、4頁。

流行は民主化が必須である国ほど本格的な受容が求められたことになる³。その理由は、司法審査によって基本的人権の実行性を確保するだけでなく、政治の浄化を求めることになる。非民主的な国家では、公務員の上から下まで汚職が実行されうる構造にあり、とくに、警察行政は賄賂を欠いては運用されていないとも言われる。また、民主化の実現度は、選挙が如何にクリーンに運営されるかに係るが、選挙犯罪は東アジアにおいては残念ながら黙認されてきた。成熟した市民社会の形成は、市民が政治に正当に参加することだけではなく、市民の政治に参加した結果が正当に表明されている体制が確立していなければならない。したがって、司法改革は、民主化の願望の表れであり、ほとんどの東アジアの国家が憲法裁判権の制度に注目したのは理由のあるところであった。

世界に広く視野を広げると、憲法裁判所を設けてその憲法保障の任に委ねている憲法の流行が顕著である⁴。ヨーロッパ発のこの流行はほぼヨーロッパを席卷し、アメリカ大陸やアジアにまで及んでいる。しかも、この制度によって政治的な安定を求めるといふ動機はほぼ共通しており、ヨーロッパでも旧東欧諸国や旧ユーゴからの独立諸国はそうした傾向をもっている。東アジア地域では、韓国がもっともその成功例となっているが、他に、「モンゴル、カンボジア、インドネシア、台湾そしてタイ王国」が、その名称はともかく欧州型の憲法裁判所をもっている。韓国はこれらの国の連合体、つまり「アジア憲法裁判所連合」をまとめるのに中心的な役割をもつて組織創りに現時点で励んでおり、相互の連帯をえるだけでなく、

3 この視点で編集された、小林昌之、今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、2002年、が参考になる。タイについては、今泉「タイの裁判制度化改革の現状と課題」91頁以下、で扱っている。

4 マウロ・カペレティ、谷口安平・佐藤幸治訳『現代憲法裁判論』有斐閣、1974年、ル・ファヴォール、山元一訳『憲法裁判所』敬文堂、1999年、アルプレヒト・ヴェーバー「憲法裁判の類型」、玉蟲由樹訳、ドイツ憲法判例研究会編『憲法裁判の国際的発展』信山社、2004年、63頁以下。

その影響力をもってアジアの安定化に寄与しようとしている⁵。韓国にそのような役割を担わせているのは、(西)ドイツをモデルにした自国の憲法裁判所の本格的な導入によって、自国の民主化がやっと貫徹され、安定的な政治運営が継続しているとの自負があったからである。

それではタイ王国の場合はどうであろうか。同国は、現在はバンコクを中心にした自然災害の渦中に置かれて大変な状態にあった。本稿を描く動機は、この国をかつて同僚と「スタディー・ツアー」を行った経緯からであり⁶、その後も関心を持ち続けてきた比較憲法講義担当者が、今回は憲法裁判所を通じてこの国を再度見直そうとするものである。タイ王国は例外的に東アジアの中では独立を維持した国であり、王制に支えられた独自の国制を早期に確立したことによるものであり、独自の言語・文化をもって独立を維持してきた。しかし、成功した10回以上を数えるクーデタを経験し、その度に、暫定憲法と新たな憲法制定を繰り返してきたことは、異常なできごとと受け止められがちである⁷。政治的には超不安定な国と評価させるおそれがあり、ある研究所の指数では2011年度では、政治的権利は5、市民の自由は4であり、全体で「一部自由」の判断を受けている⁸。この国はおそらくこのアジアでは最も多い成文憲法数を持ち、条文数もそ

5 韓国憲法裁判所の裁判官である、李東洽判事が中心になってその連合を進め、日本も参加を求められているという話を、ご本人の来日の折に伺った。「韓国民主主義の発展における憲法裁判所の貢献」法律時報2011年5月号、72頁。

6 本年度退職される古川純教授を中心にして、われわれは二度にわたって「タイ・スタディー・ツアー」を行った。アジアへの視点をもつことの大切さを教えていただいた、古川純教授に感謝を述べる意味を含めて拙稿は書かれている。参照、石村・木幡文徳・古川純「タイ・スタディー・ツアー」専修大学社会科学研究所月報327号、1990年。

7 玉田芳史「タイのクーデタ・1980-1991年」東南アジア研究29巻4号、岡崎久彦、藤井昭彦、横田順子『クーデターの政治学』中公新書、1993年、参照。

8 http://www.freedomhouse.org//modules/mod_call_country-fiw.cfm?country=814 この数値は1がベストになっており、その意味では2010年の一連の動きが悪く評価され、選挙による民主主義を欠いた国とされている。

の度に膨れ上がってきた。国民が憲法を読み、慣れ親しむ前に全面改正されることになるので、クーデタと並んで、憲法制定は国民にとってほぼ10年周期で起こるものと考えられているようである。2006年9月19日のクーデタと2007年8月24日の憲法は、最近の事例であり、これをケース分析とすることで、不思議なこの国のこれまでの憲法史を理解する鍵を見つけることが本研究ノートの目的となろう。その為には、まず憲法史を概観し、次いで憲法裁判所の機能を分析し、他の憲法裁判所との差異を認識することによって同国の憲法構造を比較憲法的に分析することとしたい。

2 タイ王国憲法史

a 王制と憲法 タイ王国の憲法は、主にクーデタ後の暫定憲法において暫定政府と憲法制定委員会が定められ、その後約1年で正規の憲法が制定されるという経緯を踏むのが通例であった。したがって、暫定憲法の下では、暫定的な議会と政府が形成されて、緊急命令が発せられて統治がなされる。議会および政府は形式的には、国王によって任命されるという変則的憲法の運営がなされる。こうした憲法群の数は、改正憲法を含むかどうかで論者によって異になることになるが、その流れは以下のようなものになる。なお本稿では、単なる暫定憲法は除いてある。なお、タイ王国では公式的に仏暦(西暦+543年)を使用するが、ここでは便宜的に西暦を使用することにし、これを年表風にまとめてみた⁹。なお、最後に掲げた括弧内は総条文数であり、時代を追って、総条文数が増えて行くのは歴然としている。憲法に本来的には書き込む必要のない、組織に関する細目や選挙規程までが憲法の中に書き込まれているためであるが、これらを憲法に規定する強い動機があったからであり、その特殊性を考慮する必要がある。

9 参考にしたのは、今泉慎也「タイの政治改革と1997年憲法」作本、今泉編『アジアの民主化過程と法』アジア経済研究所、2003年、48頁、の表である。

- ① 1932・6・27 サヤーム国臨時憲章 (39)
- ② 1932・12・10 サヤーム王国憲法 (68)
- ③ 1946・5・10 タイ王国憲法 (96)
- ④ 1947・12・9 タイ王国憲法 (暫定版) (98)
- ⑤ 1949・3・23 タイ王国憲法 (188)
- ⑥ 1952・3・8 タイ王国憲法 (123)
- ⑦ 1968・6・20 タイ王国憲法 (183)
- ⑧ 1977・11・9 タイ王国統治憲章 (32)
- ⑨ 1978・12・22 タイ王国憲法 (206)
- ⑩ 1991・3・1 タイ王国統治憲章 (33)
- ⑪ 1991・12・9 タイ王国憲法 (223)
- ⑫ 1997・10・11 タイ王国憲法 (336)
- ⑬ 2007・8・24 タイ王国憲法 (309)

この中でまず①の憲章についてのみ簡単に付言しておく。民主化への変化を促す思想が西洋から訪れ、1932年には人民党による無血クーデタが成功し絶対王政が崩壊するに至った。その勢いが①の憲法と言う形で結実することになり、ここで王権の絶対性は崩れている。前王のラーマ6世王もこの変化を予見するような動きをしており、西洋民主主義の実験都市「ドウシトターニ」を作ったりしていた¹⁰。①の憲法は、こうした環境で創られたことになるが、人民党自体が急激な変化を創り出したことを反省して、国王の地位を元に戻すことを行っている。ラーマ7世は、よく明治天皇と比較されることがあり、両者とも同時代において実のある政治を行った賢帝とされている。このラーマ7世の下で創られた②の憲法は急ぎすぎた民主化の動きを反省し、この憲法はあくまでも国王によって下賜された

10 Thawatt Mokarapong, *History of the Thai Revolution*, Bangkok, 1972 pp. 119.

憲法であるという体裁を整えた。その形式は「国民が憲法の公布を願いて国王がこれを承認した」となっている。現在でもタイにおける憲法記念日は、②の憲法が制定された12月10日になっている。

爾来、憲法における国王の地位はほぼ変わらずに継続しており、憲法は変わったけれどもこの国王に関する規定だけには変化がない。つまりそれは国体条項と言われ、その内容は「元首、神聖不可侵性、仏教徒、仏教の擁護者、国軍の総帥」を内包している。国旗の色がその内容を具現化しており、その「民族（赤）・仏教（白）・王制（青）」は、総じて国家の原理である「ラック・タイ」と称され、それはこの国家の成り立ちであり、護るべき憲法原理ということになる（図1、参照）¹¹。たとえば、憲法改正の限界内容であり（291条）、政党条項にも、ラック・タイへの遵守が規定されている（65条）。仏教に支えられた王制が確実に存する限りで、クーデタが度々生じたとしても、国民が大きな動揺を示さなかったのは、この安定した統治のダイヤモンドがあったからである。クーデタが「宮廷革命」と称されているのはこうした理由からであり、クーデタの首謀者は、それが成功を取めた段階で、国王の下に赴き跪きながら国王に許しを請い（拝跪）、国王はお言葉を述べて彼らが実行すべき役割を与えるという儀式を繰り返してきた。こうして国王は支配の構造の安泰を願い、新たな支配者はこれからの統治の正統性をえるという相互の利害が一致することで、この儀式は繰り返されてきたことになる。論者によって、これを「タイ政治の悪循環」とか「タイ政治体制の周期的転換」と評されてきた¹²。国民が動揺せずにいるのも、不感症になり、場合によっては、クーデタの実行前

11 この点の分析について、石村修「タイ国憲法と信教の自由」専修大学法学研究所所報9号、1990、9頁以下、で簡単に触れている。

12 末廣昭『タイ 開発と民主主義』岩波新書、1993年、11頁、村嶋英治「タイにおける政治体制の周期的転換」萩原・村嶋編『ASEAN 諸国の政治体制』アジア経済研究所、1987年、135頁以下。

から国王側はその実行を知っていた場合がある。クーデタが主に軍部内のヘゲモニー争いによって起こされてきたからであり、国軍の総帥である国王に軍人が服するのは当然と見做されるからである。本来政治の実権を有するはずの首相は、軍と国王の中間に位置する関係で、クーデタにあって政府は無視されることになる。

主権者は国民であるが、国王が政治の中心にあり続けることができた別の理由は、国王が任命できる枢密顧問官の存在がある。⑬の憲法上においても規定された国家機関である枢密顧問官は議長1名、他の18名以内の顧問官からなる国王任命機関であり（12～25条）、完全に国王の為に働く組織であり、他の国家機関をコントロールする権限を持っている。タイ憲法には、文民条項は存在していないので、枢密顧問官には軍人から抜擢した人物が任命され、国王の手足となって動き、大きな役割は国王と議会を繋ぐこととなり、時には立法への反対意思を伝えるメッセンジャーの役割を行うことになる。文民条項を持たない弊害は大きい。

〔図1〕



b 民主化と憲法 こうした不安定な政治運営を繰り返すことは他国の信頼も失う原因になることから、民主制への憧憬は国民の中からも芽生えてくることになった¹³。これを後押ししたのがインドシナ半島全体の変動である。70年代に本格化する民主化運動は、76年10月6日の「血の水曜日」へと昇華するが、反乱分子は軍部によって弾圧をうけることになる。下からの民主化は封じられ、上からの民主化という形で進行する。民主化

13 以下の叙述は各種の本を参考にしたが、とくに、加藤和英『タイ現代政治史 国王を元首とする民主主義』弘文堂、1995年、を参照した。

の象徴的存在となった97年憲法の制定は、この「半分の民主主義」の中でも実行できたことになる（後述）。91年のクーデタは、軍人グループによって実行されたが、実行グループはプーミポン国王との約束で文民内閣を作った（元駐米大使のアーナン首相）。しかしその後、クーデタの主役であったスッチンダーが首相の地位についた時、国民は強く抵抗した。又国王の調停がここで登場するが、憲法制定には特別の役割が課せられてくる。それは、政治の浄化であり、選挙でまともな政権を作るという当たり前のことであった。

97年憲法は、国会議長によって設けられた「民主主義発展委員会」が構想を練り、政治改革の延長上に憲法改正を位置づけたことから始まった。具体的に憲法制定は国会議員からの選出者、学識者から構成されていたが、各地で公聴会を設けて意見を徴したこと、制定作業中に民主化推進の国民レベルでのキャンペーンがなされたことにより、これまでの憲法とかなり内容を異にすることになった。改正の要点のみ記しておく¹⁴。統治構造では、上院の議員が任命制から初めて選挙制に変わったことで（123条）、保守的な上院が一掃されることになった。上院は被選挙権からして40歳以上、学士であること、政党员でないこと（125・6条）からして、中立な、教養人であることが求められていた。他方で下院はこれまでの中選挙区制から、小選挙区と比例代表の並立制となり、小政党の乱立状況から開放されることが試みられていた（99～104条）。憲法に詳細に書き込まれた選挙条項は、なによりも選挙における不正を事前に予防し、不正を行った者には厳格に対処する姿勢をもっていた。政党员ではない議員によって構成される上院は、三権の長、閣僚、上・下両院議員の罷免権などの監督機能をも

14 97年憲法の翻訳は、萩野芳夫、畑博行、畑中和夫編『アジア憲法集』明石書店、2004年、東條喜代子解説・訳「タイ王国憲法」991頁以下による。なお、同憲法の解説は、今泉慎也「1990年代のタイの政治改革と憲法」憲法問題11、2000年、103-120頁、とくに、軍による政治支配に注目したい。

つことになる。司法機関は、(西) ドイツ型の特別裁判所制を受容し、「憲法裁判所、行政裁判所、労働裁判所、租税裁判所、知的財産権・国際取引裁判所」が設けられた。この内、憲法裁判所と行政裁判所が新設された機関であり、同じく新設された、「選挙委員会、国会オンブズマン、国家人権委員会、国家会計検査委員会、国家汚職防止摘発委員会」を見ると、ガチガチに政治の浄化を図ろうとする意図が読み取れる。国家機関が過多であり、ほんとうにこれが機能するのかどうか心配視されたところであった。首相を下院から選出することが初めて規定されたのも(202条)、民主化の結果と見なければならぬ。また、国務大臣は特定の営利活動を行ってはならない(208条)とあり、当然のことまでを憲法に書き込まなければならなかった。

97年憲法の下で、これまでの慣行を破って正規の選挙を通じて首相に上り詰めたのが、タクシンである。彼は本稿では何度も登場する人物であるので、彼を中心にして⑫と⑬の憲法について言及しておく必要がある。その理由は、何よりも同国における憲法による国家を实践しようとする意欲をもった人物であるが、その政治運営の傲慢さ、汚さから、彼の意思に反して伝統のクーデタを誘発した人物であったからである。タクシンは、1949年に北部のチェンマイで生まれ、警察士官学校を首席で卒業した後、警察幹部の道を上り進める。警察の職務をやりながら事業経営に乗り出し、失敗を繰り返しながらも、遂に、携帯電話の事業で大儲けすることになる。企業家としての成功を取めた後、政治活動を開始し、やがて自身で「タイ愛国(タイラックタイ)党」(TRT)を立ち上げ、2001年と2005年の下院選挙において過半数をえて、首相になる¹⁵。彼がポピュリストタイプの政治家であることは明らかであり、国民の支持も高かったのであり、これま

15 彼がこれまでのタイの政治家と異なる点は、「中進国」を目指し、そのための戦略を練って時代を動かした点にあるであろう。末廣昭『タイ 中進国の模索』岩波新書、2009年、第5章、で詳しい。

での王権に寄りかかった首相とは異なっていた。選挙は小選挙区制の利点を最大限に生かしたものであり、一族を使って縁者を候補者に仕立て、地方の票田を当てにした政策を掲げ実行してきた。有名な、「30パーツ治療、借金凍結、村への交付金、地方優秀生への奨学金」等は、資産家の利点をフルに使ったものである。したがって彼を支持する票は、地方・都市の低所得層にあったのであり、一方では圧倒的な支持をえるが、やがて敵を作り出すこと必死であった。

タックシンの政治運営は独自のシンパの極端な取りこみによる仲間政治の貫徹にあったことからして、彼の政治が安定することに比例して強く反発する分子を多く生み出すことになることは必至であった。彼の支持者とは逆に位置する人々となる、都市中間市民層であり、彼らはこの国の経済発展の結果生じた「中進国」タイの申し子であり、仏教よりはライフスタイル重視、学歴重視ということになる。しかし、タックシン首相は、首相への権力を集中化させ、「タクシノクラシー」という造語を作らせる程となり、上からの構想による国家改造計画を実施するようになる。これに反発する分子が反応した事件は、2001年のタックシン首相の資産隠しが国家汚職防止取締委員会を通じて憲法裁判所に告発された事件である（後述）。2005の総選挙で与党の TRT は圧勝したけれども、南部は野党の民主党が第一位であり、比例代表では圧倒的な優位にあった訳ではないので、圧勝は小選挙区制の利点を利した結果ということになる。翌年1月、タックシンに係るシン・コーポレーションの株売却問題を契機にして、反タックシン運動が俄かに起こる。そこで彼は信任を問う意図で下院を解散し総選挙を実施することとした。しかしこれが逆の結果を生み、反タックシンの指導者であるソントイが集会を日々繰り返しながらこれが纏まりのある組織「民主主義のための国民連合」(PAD)となり、総選挙のボイコット運動となる。それでも与党は選挙を実施したが、直ちに憲法裁判所は選挙無効とした（後述）。やがて国王もこの選挙を批判する中で、9月19日にクー

デタが実行された。タックシンが国連に出かけていた時を狙って敢行されたものであり、爾来、彼は一度の帰国を除いて諸国をさまよっている。

今回のクーデタも軍部によってなされたが、今回は「軍のためにはではなく、軍によるクーデタ」であった。名目的には、タックシンの不敬行為と腐敗政治への制裁であった。その後の展開は、例によって暫定憲法の制定(2006年10月1日)、さらにこれに基づく⑬の2007年の現行憲法となる。この時期、憲法裁判所は⑫の憲法の下で3回重要な判決を出しており、この判決は章を変えて分析することとして、2007年の憲法の変更点のみをここで言及しておくことにする。

c 2007年憲法 先行した憲法の過ちを正すことが主眼であるから、大方は⑫の憲法を踏襲しており、問題のあるところだけ改正する形になっている。そのポイントは、「一人権の見直し、二 民主化 三 政治の透明化 四 監視機能の強化」にあった。なお、この憲法はタイ憲法としては初めて国民投票による信任をえている¹⁶。

一の点では、旧政権がマスメディアを利用したことからこれを規制し(45~48条)、情報と請願の権利の保障(56~61条)、が顕著である。二の点では下院選挙の規定が改正になり、基本は元の中選挙区(3名以内)になり、これに定員が減った比例区が加わった。比例区は全国一区から八区に細分化された。さらに、上院は公選議員76名と任命議員74名という形で、公選制の弊害を考慮し理性の府の理念を考慮した。これらは、完全に旧政権政党が伸びた部分を牽制してのことである。下院の選挙区の被選挙権の要件が加算され、1年から5年の居住要件があるように、突然の立候補を牽制している。三の点では、新たな章として「13章 政治職にある者および国家公務員の倫理」が設けられた。国家オンブズマンと国家汚職防止取

16 前年の暫定憲法(小野健一)と07年の憲法の仮訳(加藤和英)は、日本タイ協会編『現代タイ動向』めこん、2008年、321頁以下、を参照した。なお英訳は、以下を参照。<http://english.constitutionalcourt.or.th/>にある。

締委員会を用いて、罷免するまでに至る道程が記された。政治家の地位を利用した利権獲得を防止するもので、対象は配偶者や家族にまで及んでいる。四の点は、先の憲法で導入された監視機関の人選を問題とし、選任手続きの徹底した民主化（選挙管理委員会について、231条でかなり詳細に規定された）権限がそれぞれ強化されている。民主化の方法は整えられたが、問題はこれらの国家機関が理念どおりに機能するかである。

この憲法の下でも実は政治的安定は訪れてはいない。それは親タックシン派が憲法裁判所の解党を受けて、その継続政党（「人民の力党・PPP」）を立ち上げ、これが07年12月の選挙で第一党となり、小政党を抱き込んで連立内閣を形成したからである。この選挙の勝利は、農村部の票によるものであった。しかし、このPPPも翌年に選挙疑惑の問題で憲法裁判所の解散を受けた。この間2008年から9年にかけて、彼らは、「黄色のシャツを着た人々（反タックシン派・PAD）」と「赤色のシャツを着た人々（親タックシン派・UDD）」に分かれて、集会を開き対立することとなる¹⁷。それぞれ非合法的な形で集会を開いて、その異常さが世界に発信されてしまった。「前者は非合法的な集団であり、後者は、非倫理的集団である」と評されているように、一般人はこの対立を覚めた目で見ていたが、2007年の憲法の下でも同じ不安定な政治動向を続けることが予感された事件であったことは間違いがない。この憲法の下でも、サマック、ソムチャイ、アピシットとほぼ半年ずつで交代していくお馴染みの短期政府を繰り返してきた。ただし前二者は、憲法裁判所の判決で、首相の座を追われている。下院の解散による選挙が2011年7月3日に行われ、親タックシンの流れを汲む「タイ貢献党」が269議席で、野党のアピシット率いる民主党の159議席に圧勝した。この選挙はタックシンの末の妹であるインラックの予想外の人気効を奏したようで、44歳の同国で初の女性首相の誕生となった。

17 この点の詳細なレポートは、柴田直治『バンコク燃ゆ』めこん、2010年、浅見靖仁「加熱するタイ政治」世界2010年10月号等、を参照されたい。

タクシンが陰で操る政党は、解散宣告を受ける度に名称を変え、「タイ愛国党→人民の力党→タイ貢献党」といった具合に大衆受けする名前を付け、選挙に登場してきた。政党の浄化、つまり政治腐敗の一掃はこの国では不可能だったのであろうか。

3 憲法裁判所

タイ王国では、1946年憲法以来、「憲法委員会」があり、その権限を拡大してきたけれども、実際に芳しい役割を行使してはこなかった¹⁸。その理由は、常設機関ではなく、問題が生じた時に集合し集中的な審議を行うということ、委員の構成からしても有意義な判断が出される可能性は少なかったからである。委員は、有識者と職務上の委員からなるが、前者の選出にはその手続き規定がなく、主に政党の息のかかった人物になっており、職務上の委員は最高裁長官や検事総長が入っている関係から、政府寄りの判断に収まることは目に見えていた。扱う権限は、78年憲法になると、具体的審査だけでなく、抽象的審査もできるようになるが、政治機関の性格が濃かったことで、確たる成果を挙げることなく終わったと評されている。

憲法委員会の問題点を乗り越え、真の憲法保障の任に就く常設機関が97年憲法に導入され、2007年憲法にも同様に定められている。97年憲法に導入されたきっかけがドイツ公法の専門家の提案にあったように、モデルはドイツ憲法裁判所であった。これまでの憲法運営から脱するためには、立法権や執行権から独立した機関による憲法保障機能を実行することが必要であった。ただし、他のモデルと異なり、この国で憲法裁判所に期待する役割は、憲法保障と言う側面よりも、政治の浄化に資する裁判所というイ

18 注9の第7章、今泉慎也「タイの憲法裁判制度の展開と現状」が、憲法裁判所導入までの経緯を紹介している。ただし97年憲法までの記述となる。注16のホーム・ページに裁判所の写真、裁判官、統計、関連法規、等が掲載されている。

メージが強かった。97年憲法の第5章の国の政策指針では、「国は、汚職を防止し、職務を効率化するために、政治開発計画を策定し、政治職者、公務員および他の職員または被用者の道徳および倫理措置を講じなければならない」とある。この任に当たるのは、国家汚職防止委員会であるが(297～302条)、憲法裁判所もその任の一端を担うことが期待されたのである。さらに、憲法裁判所と名を付けた関係で、法の支配の貫徹が第一の目的であり、その点を通じて政治家及び官吏に憲法尊重擁護義務を促し、他の部門から独立した司法審査を実行し、政府の責任対応を明らかにし、人権の保護に寄与することを目的にしていた¹⁹。この点は憲法条文の中で明確に憲法の最高法規性が規定されたことと深く関係する(6条)。もはや政治機関ではなく、行政裁判所と並んで司法機関という自覚が憲法裁判所に求められたのである。以下は、主に07年憲法での憲法裁判所に限定して言及することにする。

憲法裁判所は、長官と97年憲法では14名、07年憲法では8名の裁判官から成り立っている。9名の内訳は、最高裁から3名、最高行政裁から2名、法学専門家から2名、その他の分野の専門家から2名となる。したがって、9名の内で法律の職業訓練を経た者が7名であり、その他の2名はそれぞれの専門性から問題に対処することということになる。現在の長官は、ジョンアラヴォルン氏であり、他の裁判官も含めてすべて男性である²⁰。権限の中で選挙犯罪や政党の解散問題を扱うので、これまで政治学の研究者を中心に選任されてきた。97年憲法と異なり、選任手続きを厳格なものとした。最高裁長官、最高行政裁判所長官、下院議長、下院の野党指導者からなる憲法裁判所司法官人選委員会による選出を経て、上院による承認

19 James R. Klein, The Battle for Rule of Law in Thailand, The Constitutional Court of Thailand, www.cdi.anu.edu.au/CDIwebsite.1998-2004/thai が詳しい。とくに、以下で述べる政党の違憲判決への分析が為されている。

20 憲法裁判所の概要は、注16のサイトで知ることができる。

をすべての裁判官について求め、これを国王に上奏することとしている(206条)。上院でもしも認められない場合には、また、人選委員会に戻すことになっており、人選の手続きを公開の下で行おうとしている。しかし、結局は国王の任命権が留保されていることから、後に具体的に見るように、憲法裁判所への国王による遠隔操作が予測されるようなことが規定から判明される。例えば、議会の多数派工作に失敗した場合には、憲法裁判所に国王が期待する判断を求めること(間接的な政治利用)が可能となっている。

憲法裁の権限は、以下の9点に及んでいる。

- ① 国会が憲法関連法案(138条)を承認した時は、国王の裁可をえる前に、憲法裁の合憲性の審査を受ける(141条)。国会が承認した法律案も、両院の現有議員数の10分の1以上でもって違憲と判断した場合は、議長は国王に奏上する前に首相を通じて憲法裁判所の判断を求めることができる(154条)。
- ② 裁判所が具体的な事件を判断している時点で、憲法6条の憲法の最高法規に合致しないと判断するか、訴訟当事者による訴えて憲法裁判所の判断を必要とされた場合は、憲法裁判所に事件を移送する(211条)。
- ③ 内閣が国会の決議を経て制定する緊急勅令(184条)について、国会の承認を行う前に、現有議員総数の5分の1以上の署名をもって、憲法裁判所の裁決を求めることができる(185条)。
- ④ 予算に関連する法律案が保留になっている場合(168条)、新たな法律案が保留中の法案と同一内容か否かの判断を、上・下の議長は憲法裁判所に求めることができる(149条)。
- ⑤ 国会、内閣または裁判所を除く国家機関において、2つ以上の機関間で権限を巡って争いが生じた時は、当該機関は憲法裁判所に裁決を求めることができる(214条)。

- ⑥ 政党が民主主義政体の基本原理と合致しているか否かの判断を、下院議員または一定数の政党员は憲法裁判所にもとめることができる(64条)。この裁決によって解散命令が下された政党の党首および党役員の選挙権は5年間、剥奪される(68条)。詳細は政党法が定めている。
- ⑦ 議員の資格(91条)、国務大臣の資格(182条)、選挙管理委員会委員の資格(231条)に疑義がある場合は、それぞれ憲法裁判所の判断を求めることができる。
- ⑧ 条約に関する国会の審議・承認が必要か否かの判断に争いが生じた時は、憲法裁判所が裁決を行う(190条)。
- ⑨ 憲法に保障された権利を侵害された者は、憲法裁判所に対して法律の規定が憲法に違反していないかどうかの裁決を、憲法裁判所に請願することができる(212条)。ただし、手続法が制定されていない関係で、いまだ実施されてはいない。

年度	付託件数	判決	却下・棄却	保留
1998年	39	16	17	6
1999年	108	54	25	29
2000年	122	64	33	25
2001年	144	51	5	88
2002年	152	64	32	56
2003年	114	52	6	56
2004年	166	88	26	52
2005年	94	63	3	28
2006年	63	17	7	39
2007年	79	26	5	48
2008年	136	27	49	60

2009年	129	20	49	60
2010年	117	11	28	78
総計	916	553	285	78

上記の統計は、憲法裁判所がインターネット上で公開しているこれまでに係った事件の数値である。各年度の付託件数からは、憲法訴願が実施されていない憲法裁判所としては、かなりの数値である。しかし、公開されている統計からは、具体的な訴訟の内容が不明であるので、今泉氏が作った表（1998～2006年）を参考までに引用させてもらうことにする²¹。これは97年憲法時代の統計であるが、それによれば、具体的な審査は118件、抽象的な審査は26件、資格審査等の補助的権限は228件、となっている。最後の補助的権限の内で政党法関係が84件で、とくに政党の解散を巡って78件の訴訟があったことの異常さをここでは知ることができる。憲法裁判所の権限は広く、かつその裁決は「絶対的であり、国会、内閣、裁判所および国のその他の機関を拘束する効力を有する」（216条4段）とある。憲法裁判所は、民主化の観点から十分な働きを求められたことになるが、その内容は民主化の名に相応しいものであったのかどうか、以下、具体的な事例に沿って判断しなければならないであろう。

4 主要な憲法判断²²

a 2001年8月3日 タックシン首相の資産隠し事件²³ 事件は、タック

21 2010年11月、高知短期大学で開催されたアジア法学会での今泉慎也氏の総会報告「司法化するタイ政治：憲法裁判所の政党解散命令判決を中心にして」で配布された資料に基づいている。さらに、注19のKleinも参照。

22 タイの憲法裁判所の公開している資料があったが、どういうわけか今は見ることができない。<http://www.concourt.or.th/>

23 注9の第5章、大友有「タイにおける汚職と不正」153-157頁で詳しい。

クシンが1997年、副首相であった時に、23億2000万バーツの資産を故意に申告せず、その後も虚偽申告を繰り返したとして、国家汚職防止委員会が関係資料を集め、検査を行った。その後、この関係書類を付けて憲法裁判所に判決を求めた(295条2項)。争点は二点であり、一点目は、憲法295条の「政治家が故意に財産・負債目録等を提出しなかった場合」に該当するか否かであり、国家汚職防止委員会によって憲法裁判所に判決が求められた。15人の判事の中で、本条の適用ありとした者は11人、不適用は4人となった。さらに二点目は、同条が適用されるとすると、その資産隠しが故意のものであったかどうかの判断である。適用ありとした判事のなかで、7人がタックシンの行為は「故意」であると認定した。するとここでも4人の判事が少数意見を書いている関係で、見解の異なる4+4の8名が、故意とした7名を数的には上回ることになる関係で、結論としてタックシンには憲法295条による罰則は科せられないということになる。しかし、当時の長官をはじめとして7名の判事は有罪としたことになり、かなりきわどい判決であった。

この事件の予測は、タックシンの有罪であったようで、有罪となれば彼は5年間の政治活動を禁止されるので、この判決自体は大きな注目を集めたことになる。タックシンの資産隠しは巧妙で、自分の身内名義に資産を分散し、しかも、全株式の5%に満たない部分は公開しなくても良いという規定をうまく利用したものであった。「故意」性の認定は難しいところであった。この判決後、彼は何事もなかったかの如く、首相としての地位に留まったことを考えると、彼の政治活動を保障した判決と言うこともいえよう。しかし、2007年憲法では、この政治家の倫理規定はさらに強化され、国家オンブズマンから国家汚職防止委員会、そして憲法裁判所という路線が引かれている(279条)。

b 2006年5月8日 総選挙無効判決²⁴ この事件の起きる政治状況については本稿の2章で述べたところであるが、簡単に繰り返しておく。

2006年、反タックシンの運動が再熟し、その集会が行われる中で、首相の判断で下院が解散になり、4月2日に総選挙が実施されることになった。反タックシンのグループ（民主党、タイ国民党、大衆党）は、この総選挙をボイコットする戦術に出た。したがって選挙にはタイラックタイ党（TRT）と小党のみが立候補することになり、投票の結果は500議席の内でTRTが349議席を獲得するという異常な結果を生み出した。ただし比例区では31.1%が白票を投じていた。こうした選挙は、選挙法が求めている厳しい条件をクリアすることは困難であった。つまり、特定政党に90日以上所属していないと立候補できない条件の中で、急遽候補者を擁立できず、しかも、同一政党が同一選挙区で複数の候補者を擁立するのを禁止していた関係で、複数の選挙区で立候補できる人材を確保することが困難であった。さらに、当選者は小選挙区では有権者の20%以上の得票を必要とし、この条件を満たさない選挙区が38出来てしまった。必然的にこれらの選挙区では再選挙しなければならず、4月23日に実施したが、14選挙区で20%を満たすことができず、投票管理委員会は3回目を4月29日に予定した。これに国王が反応し、ちょうど就任の宣誓で訪れた最高裁と行政裁判所の判事に対して、憲法7条の規定（本憲法に適用すべき規定がない場合には、国王を元首とする民主主義制度の慣習にしたがう）は使用しないが、4月の選挙は、「候補者が複数でない選挙区が多く選挙期間が短い」、という理由で民主的でなく、憲法裁判所がこの点を判断せよと指摘した。

この命にしたがって、憲法裁判所は、29日予定の選挙を差し止める命令を発し、5月8日に総選挙は違憲であり、選挙無効という判決を下した。憲法裁判所への提訴は国王に代わって検察が行ったが、この訴訟は国王が介在している関係で判決は最初から決まっていたようなものであった。判決は二つの理由でこの選挙を違憲とした。一は選挙期間の短さであり、二

24 この事件の概要は、注16の21-26頁にある。

は投票記入台が変更されたことが、投票の秘密を侵害するというものであった。前者の点について判決では多く語らず、白票の多さが指摘されるに留まった。法は60日以内の選挙としており、解散から37日後の選挙であったから短いとは言えなかった。後者の点は、憲法113条の「公正かつ公平な選挙の実施」に関係し、選挙台の向きを変えて、投票立会人に背を向ける形にしたことで、「覗こうとすれば覗ける」という方法が問題とされている。判決は、大変に苦慮して違憲の理由を見つけ出した感がないわけでもない。国王が問題とした点は実際に憲法違反を構成することが出来ない関係で、投票台に注目して、選挙を全体として違憲、無効とした判決であった。司法部に作られた、内閣批判に繋がる判決であったと言えよう。この判決は、結果的に2006年9月のクーデタの序曲となってしまった。

c 2007年5月30日 タイラックタイ党 (TRT) 違憲判決²⁵ クーデタが成功裏に終わった後、反タックシン勢力は、司法的手段をもってタックシン派に最終的な打撃を与える用意をした。つまり、検察、警察、汚職防止委員会を使って、彼とその家族の周辺を徹底して調べ上げることとした。また、憲法裁判所を効率的に利用するために、9名定員となった裁判官を全て入れ替えてしまった。検察により憲法裁に訴えられたのは、問題の2006年の下院選挙において重大な選挙違反があったことを理由として、TRTの解党が求められた。同時に、民主党も同様の選挙での違法があったとして訴えられた。二つの政党の憲法違反は、全く対照的な判決となった。TRTは解党となり、同党幹部111人には緊急に定められた命令により5年間の公民権が停止された。他方、民主党には訴えられた小政党を買収した証拠はないとの判断が下された。

すでに言及したように、2006年の選挙では野党3党は選挙のボイコット戦術をとった。その結果、かなりな選挙区で20%の法定得票をえられない

25 この事件の解説は、注15の197-199頁にある。

結果を生じてしまったが、それでも TRT はこれを生じないような画策をとっていたからこの数値に収まった。具体的には、TRT の幹部は小政党を買収して、意図的に対立候補者を立てるように促したとされた。意図的に対立候補を作り、自党が勝つ仕組みを作るという作戦は成功したことになるが、憲法と選挙法が意図した選挙制度とは異なることは明らかであった。民主党も同様の罪に問われたが、こちらの無罪判決はさっさと言い渡された。TRT の違憲・解党判決は判決文の読み上げだけで10時間にも及んだとされている。これまでの選挙で最大の投票をえてきた大政党を解党に陥れるためには、その位の演出が必要であったのかもしれない。TRT の解党と民主党の無罪については、9人の裁判官の意見が一致した。解党を導いた憲法上の根拠規定もあいまいであり（63条・民主政体の転覆）、これを適用したことの問題がある。さらに、TRT の執行委員111名の5年間の選挙権停止の部分は、6対3に割れてしまった。反対の3名は最高裁判事出身者で、反対の理由は選挙権剥奪を定めたのが、クーデタ後に統治改革評議会によって出された命令27号によるものであり、これは完全に事後立法になる。事後的に定められた命令により、5年間、政界からの排除を判断したことになり、この判決については捏造された判決と批判されても致し方ないと思われる。

d 2008年9月9日 サマック首相失職事件 2007年憲法の下、2008年5月に憲法裁判所裁判官の総入れ替えがあり、9名の新裁判官が任命された。今度は新判事の任命は、上院の助言により国王が任命する（204条）こととなり、クーデタ後であるがゆえに、反タックシン派が多数を占めていた。クーデタ後の2007年の下院選挙は意外にも解党後の親タックシン派の国民の力党が第一党となり、小政党との連立でサマックが首相に就任した。09年にかはれは肝臓ガンで死亡することになるが、彼は検察側のとんでもない理由による起訴によって、失職することになった。彼は料理が得意であったので、その技を披露する意味でテレビの料理番組で料理人として

ゲスト出演していた。ところがこれが、新憲法に新たに設けられた首相、國務大臣が「株式会社、会社、収益を追求または収益の分配を目指す事業を営む機関におけるいずれの地位にも就任してはならず、またはいずれかの個人の被用者になることもできない」(267条)に、彼の番組出演が該当するとの疑いをもたれた。訴えたのは上院議員29名であり、憲法裁判所の公判は PAD が首相府を占拠した日に始まった。サマックは「交通費として5,000バーツ(15,000円相当)をもらっただけである」と抗弁したが、結局、9名の判事の全一致で有罪とされ、失職することになってしまった。

e 2008年12月2日 中道党・国民党・人民の力党解散、選挙権停止事件²⁶ 選挙管理委員会からの訴えをうけて、最高検察が憲法裁判所に、3党の憲法68条及び237条違反を訴えた。憲法63条は92年憲法の規定と同様であるが、新憲法の237条は選挙権剥奪を明記しており、今度はこの条文に照らして3党の合憲性が問われたことになる。

新憲法施行後の2007年12月23日に下院総選挙が行われた。選挙制度がまた中選挙区に代わった関係で、選挙の結果は7党から480議席の当選者を出し、連立政権は必至となった。97年憲法以前の内閣形成の方法に戻ったことになるが、タックシンが意図したような巨大政党の登場を阻止したという意味では、新憲法の選挙制度の改正は目的に沿った結果を生んだことになる。旧 TRT の流れを汲む人民の力党 (PPP) が中心となって組閣することになるが、他の政党が連立を組みやすいような条件を提示することで、第2位の民主党を除く6党の連立を組むことに成功した(大連立)。タイ王国では選挙の度ごとに選挙犯罪の摘発が必ずあり、そこで最終的に当選者が確定するのは数週間後ということになっている。買収や供応は当然という状況にあって、小規模のものは取締当局も目をつぶってきたと言われている。97年憲法はこうした慣行を一掃する狙いで、中央選挙管理

26 この事件の概要は、注17の第9章「王党派最後の砦、裁判所」170-179頁にある。

委員会を独立させ、違反者の摘発を本格的に行い出した。2007年選挙の時、政府はことさらにクリーン選挙を目指していた関係もあり、選挙の監視は徹底化された。選挙の結果すでに言及したように、意外にもタックシンの息の係ったPPPが第一党になった関係で、08年は反タックシン派（黄色シャツ）の派手な非合法的な行動が顕著になった時期であった。この08年に提起されたこの選挙違反事件は、政治的な混乱状況の中での司法権の判断として注目されたことになる。

法廷は混乱を避けるために行政裁判所を用い、しかも、その初公判で弁護側が用意した証人申請はすべて却下され、そのまま最終弁論と論告がなされ結審となる、裁判は異常なスピードで展開された。その後、3党の解党と役員109人の5年間の選挙権停止が言い渡された。選挙権停止者の中には、連立政権のソムチャイ首相が含まれていた関係で、首相の交代を余儀なくされたことになる。国民党に対しては8対1であったが、PPPと中道党は裁判官の全員一致であった。第3の政党である国民党は大連立を組むことへの根回しをやったことが仇になった恰好である。問題の237条は、「…個人の行為について政党の党首または役員のいずれかの者が見聞、放任または承知するも、選挙が誠実かつ公正に実施されるように阻止また解決しなかったと確信すべき証拠が判明した時、当該政党は、第68条に基づく本憲法に定める手続きではない方法によって国の統治権力をえるための行為をしたと見なされる。憲法裁判所が当該政党の解散を命じた場合、政党の解散命令の日から起算して5年の期間、かかる政党の党首および党役員の選挙権を剥奪する。」とある。確信すべき証拠の確認を公判で行わないで判断を出したという意味では、この憲法裁の判断は政治的な判断を優先させたという意味で異常であった。反タックシン派で固められた憲法裁判所の判事は、軍と国王筋の意向を尊重した結果になったことになる。

5 まとめ

タイ王国の政治運営を評して、「タイ式民主主義」と言われてきた。確かに、「選挙 → クーデタ → 軍事暫定政府 → 憲法制定 → 選挙 → クーデタ」という循環は他の東南アジア諸国でもいまや見られない。これを一方的に誤った民主政であったと評価することが、本稿の趣旨ではない。むしろ、同国がこうした異例な循環を繰り返しながらも、真の意味での立憲主義的憲法運営に向かって進もうとする方向を志向していることを、本稿ではレポートしたかった。

現代憲法国家が理念とすべきは、国家と憲法の関係を明確にし、さらに憲法の役割を近代立憲主義の中に見いだすことであろう。私は憲法が国家を包摂し、憲法による国家運営の実現を図るべきであると主張し、その為には憲法への侵害行為を予防し、侵害があった場合はそれへの対処を実行せしめる制度が必要であることを主張してきた。すると、問題は、憲法が護るに値する内容をもっていることが重要であり、その憲法に従って国家運営がなされることを、憲法の運用に当たる国家機関の担い手が十分に意識することが必要になってくる。こうしたことの総合の上に憲法保障の課題が見えてくる。この点をドイツの憲法裁判所の判事でもあったベッケンフェルデは的確に指摘している。少し長くなるが引用させてもらう。憲法保障の課題は「憲法の番人の資格をもつ制度の設立によって、同時に憲法の内容や効力についての『最後の言葉』が制度化されるという点にある。憲法保障という名に値するものは、他に考えることができない。憲法というものは、国家生活の法的な基本事項だからといって、ひとりでに実施されるわけではない。それは、一般的にもそうであるが、とくに、国家権力の担い手によって尊重され、堅持されることによってはじめて効力をもち、生命をもつのである。」²⁷

97年タイ王国憲法と07年憲法は、憲法の規範力をもって同国に西欧型民主制度を実現させ、政治の安定化を図ろうとするものであり、その為には国の政策指針としてこれらを提示することから始めた。「国は、法律を遵守し、何人にも権利自由を保護し、効率的な司法制度を定め、国民に対して便宜的にかつ平等に司法を行うこと、ならびに国民の必要に即した行政制度および他の国事の効率的な制度を組織することを保障しなければならない。」(97年憲法, 75条1項)。この考え方は、上記したベッケンフェルデの考え方と違いはない。問題はその運用にあった訳であり、例えば、本格的に始まった憲法裁判所が、その役割を正確に認識して機能し出すことによって、同国が変わることが期待されると思われる。少なくともそう信じていることで、その先にある東アジアの政治的安定への貢献を考えることができると思われる。憲法裁判所の役割は民主化の方向を求めるが、この裁判所だけで民主化を実現することは不可能であろう。

かつて二回目のタイへのスタディー・ツアーでバンコクを訪れた時(1993年)、ちょうどアジア諸国での人権に関する会議が開催されていた。そこで発せられた宣言の内容が、今現在、東アジアで実行されているかどうかは極めて不明確である。こうした動向を考える時、さらにその先に設定された、連帯形成である連合体への道程を描くことは非常に困難であると思われる²⁸。こうした認識を変えることができるのかどうかについて、タイの民主化をテーマとして扱いながら思い悩むところである。

27 E. W. ベッケンフェルデ、古野豊秋訳、「憲法裁判権の構造問題」『現代国家と憲法・自由・民主制』風光社、1999年、188頁。

28 この点への私の考え方は、石村修『『東アジア共同体』構想』笹川紀勝・金勝一、内藤光博編『日本の植民地支配の実態と過去の清算』風光社、2010年、259頁以下。